

静 県 薬 第 864 号
令和 6 年 3 月 14 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における
返戻再請求等に係る取扱いについて（協力依頼）

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 6 年 3 月 12 日付け日薬業発第 475 号）
のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



日薬業発第 475 号
令和 6 年 3 月 12 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における
返戻再請求等に係る取扱いについて（協力依頼）

標記について、別添のとおり厚生労働省保険局医療介護連携政策課より協力
依頼がありましたのでお知らせいたします。

オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対する返戻レセプトについては、
現在、郵送とオンライン請求システムを介した方法（電子ファイル）により送
付しているところですが、令和 5 年 1 月 27 日付け日薬業発第 410 号にてお知
らせしたとおり、令和 6 年 10 月以降は、郵送での送付を終了としているとこ
ろです。

現在、代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局につい
ては、令和 6 年 10 月以降、代行請求機関にのみ送付される返戻ファイルを用
いて返戻再請求を実施できるよう、代行請求機関との間でレセプト情報の授受
の方法や代行請求に係る契約の内容等について事前によく相談し、ご準備いた
だきますようお願いいたします。

なお、医療機関・薬局自身が、オンライン請求を開始することで、レセプト
の郵送に伴う紛失等のリスクを回避するなどのメリットがあるため、この際に、
オンライン請求の開始も積極的に検討いただきますようお願いいたします。

これらの内容について、別添のとおり医療機関・薬局向けの資料が作成され
ましたので、取り急ぎお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（別添）

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における返戻
再請求等に係る取扱いについて（協力依頼）

（令和 6 年 3 月 8 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課）

事務連絡
令和6年3月8日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における
返戻再請求等に係る取扱いについて（協力依頼）

日頃より、貴会におかれでは、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対する返戻レセプトについては、現在、郵送（郵送）とオンライン請求システムを介した方法（電子ファイル）により送付しているところですが、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和5年1月23日保連発0123第1号）においてお示ししているとおり、令和6年10月以降は、郵送での送付を終了することとしています。

これに伴い、現在、代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局については、令和6年10月以降、代行請求機関にのみ送付される返戻ファイルを用いて返戻再請求を実施できるよう、代行請求機関との間で、レセプト情報の授受の方法や代行請求に係る契約の内容等について、事前によく相談し、ご準備いただきますようお願いいたします。

なお、医療機関・薬局自身が、オンライン請求を開始することで、レセプトの郵送に伴う紛失等のリスクを回避するなどのメリットがあるため、この際に、オンライン請求の開始も積極的に検討いただきますようお願いいたします。

上記の内容について、別添のとおり医療機関・薬局向けの資料を作成するとともに、今般、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）・後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）、地方厚生（支）局宛てに通知しましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

別添

事務連絡
令和6年3月8日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部局 御中
後期高齢者医療主管課（部）
地方厚生（支）局

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における
返戻再請求等に係る取扱いについて

オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対する返戻レセプトについては、現在、郵送（郵送）とオンライン請求システムを介した方法（電子ファイル）により送付しているところですが、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和5年1月23日保連発0123第1号）においてお示ししているとおり、令和6年10月以降は、郵送での送付を終了することとしています。

これに伴い、現在、代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局については、令和6年10月以降、代行請求機関にのみ送付される返戻ファイルを用いて返戻再請求を実施できるよう、代行請求機関との間で、レセプト情報の授受の方法や代行請求に係る契約の内容等について、事前によく相談し、準備していただくことが望ましいです。

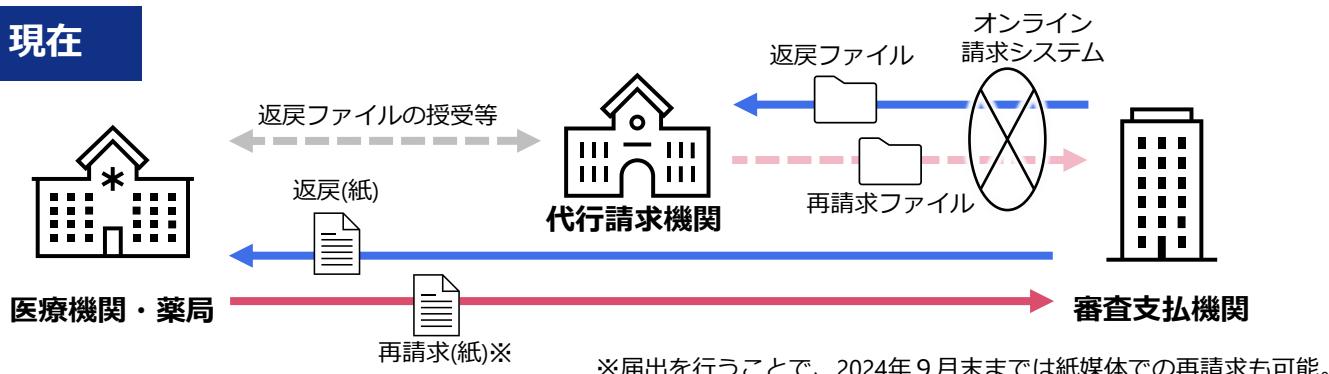
なお、医療機関・薬局自身が、オンライン請求を開始することで、レセプトの郵送に伴う紛失等のリスクを回避するなどのメリットがあるため、この際に、オンライン請求の開始も積極的に検討いただきたいと考えています。

上記の内容について、別添のとおり医療機関・薬局向けの資料を作成しましたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用について遺憾なきよう、お願ひいたします。

代行請求を利用している医療機関・薬局の皆さんへ

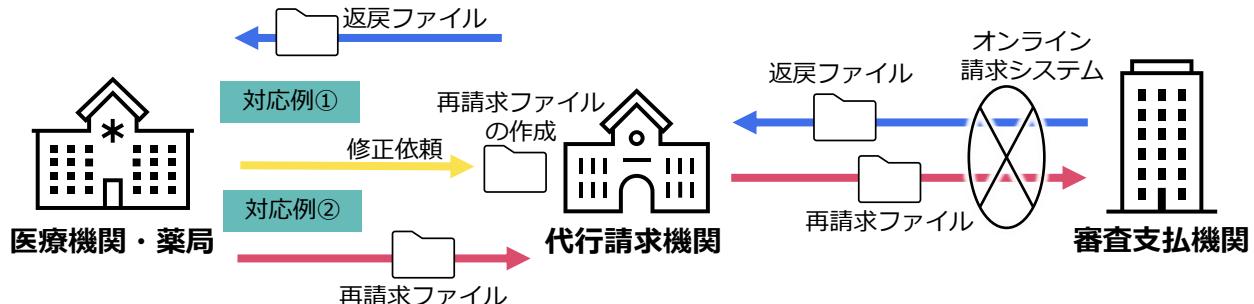
- オンライン請求を行う医療機関・薬局に対する返戻レセプトについては、現在、郵送（紙媒体）とオンライン請求システムを介した方法（電子ファイル）により送付していますが、2024年10月以降は、郵送での送付を終了する予定です。
- これに伴い、2024年10月以降は、返戻ファイルが代行請求機関に送付されるのみとなることから、返戻再請求を行うためのレセプト情報の授受の方法や代行請求に係る契約の内容等について、代行請求機関とよく相談していただけるようお願いします。
- なお、医療機関・薬局自身が、オンライン請求を開始することで、レセプトの搬送に伴う紛失等のリスクを回避したり、審査支払機関におけるレセプトの事前チェックのサービスを直接利用したりすることなどが可能となり、返戻レセプトの郵送終了に合わせて、2024年10月からは、増減点連絡通知や支払関連帳票等の諸書類もオンラインで受領することが可能となるため、この際に、オンライン請求の開始も積極的にご検討ください。

現在



- 返戻レセプトは、医療機関・薬局には紙媒体で、代行請求機関にはオンラインで送付されています。
- 2024年9月末までは、経過措置により届出を行うことで、紙媒体により再請求を行うことが可能であるため、医療機関・薬局が直接再請求を行うことができます。

2024年10月～（想定される対応例）



- 返戻ファイルが代行請求機関に送付されるのみとなります。
 - 代行請求機関が再請求ファイルを送付できるよう、
①医療機関・薬局が修正内容を代行請求機関に伝達し、代行請求機関が再請求ファイルを作成する
②代行請求機関が返戻ファイルを医療機関・薬局に郵送し、医療機関・薬局において再請求ファイルを作成・返送する
- といった対応が考えられますが、代行請求に係る契約内容等の見直しも含め、よく相談ください。